別紙

市内小中学校におけるインフルエンザ発症から再登校までの流れ

富士宮市教育委員会
（教育部・学校教育課）
R5. 1.17

発熱やのどの痛み等の症状が現れる

医療機関を受診し、
インフルエンザ陽性と判定

自己検査キットにより、
インフルエンザ陽性

「インフルエンザ罹患証明書」
が発行された

「インフルエンザ罹患証明書」
が発行されなかった

① 学校に電話連絡する。（発症日、症状、A 型か B 型か等を報告）
② 医療機関から発行された「インフルエンザ罹患証明書」の体温記録表に 1 日２回記録する。

① 学校に電話連絡する。（発症日、症状、A 型か B 型か等を報告）
② 学校のホームページ等で第 15 様式の３「出席停止解除にかかわる証明書」をダウンロードする。「出席停止解除にかかわる証明書」の体温記録表に１日２回記録する。

【インフルエンザの出席停止期間の基準】
発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
☆発症：インフルエンザの症状（発熱など）が出始めた日を０日目とする
☆解熱：平熱（目安として 37℃以下）になった日を０日目とする

「インフルエンザ罹患証明書」を
持って学校へ登校し、提出する。

「出席停止解除にかかる証明書」を
持って学校へ登校し、提出する。